# 観光施設財団抵当法第二条の観光施設を定める政令 （昭和四十三年政令第三百二十二号）

観光施設財団抵当法第二条の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

###### 一

遊園地

###### 二

動物園

###### 三

水族館

###### 四

植物園その他の園地

###### 五

展望施設（索道が設けられているものに限る。）

###### 六

スキー場（索道が設けられているものに限る。）

###### 七

アイススケート場（冷凍設備が設けられているものに限る。）

###### 八

水泳場（水質浄化設備が設けられているものに限る。）

# 附　則

この政令は、観光施設財団抵当法の施行の日（昭和四十三年十二月一日）から施行する。